

就学（職業訓練）申立書

[illegible]

※1 卒業後、就労証明等の保育の必要性が確認できる書類の提出がある場合、特定教育・保育施設を継続利用できます。

※2 申立内容の証明書類として必ずいずれかの書類を添付してください。

注1 この申立書は特定教育・保育施設の利用調整事務に使用するものです。申立内容について担当課より照会させていただくことがありますのでご了承願います。

注2 申立内容に虚偽があった場合は、保育の利用申込又は継続利用を取り消します。

注3 申立内容に変更がある場合、再度申立書及び証明書類の提出をお願いします。